

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会における傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、原則として10名とし、記者席は別に設けるものとする。ただし、傍聴者が多数となる場合は、会長の判断で増員することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室する。

2 傍聴の受付は、会議の当日受付において先着順に行い、前条の人数に達した場合は受付を終了する。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 刃物その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) のぼりやプラカードの類を持っている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(遵守事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を出し、高笑いし、その他騒音をたてないこと。

- (3) 示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音を行わないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(秩序の維持)

第6条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴者がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年10月5日から施行する。